

# 羽の情報便



消費税増税対策について③

前回は、3種類の経過措置をご紹介しました。税率変更前から契約しているリース取引など、旧税率により処理しなければならない取引があるということです。

従って、平成26年4月1日以降の帳簿には5%と8%の消費税率が同居し、更に平成27年10月以降の帳簿には5%、8%、10%と3種類の消費税率が同時に存在する可能性もあるということです。

手書きの税込経理で帳簿をつけたとします。決算期が来れば税率別に取り引金額や消費税額を区分して集計しなければなりません。そうしなければ消費税の申告書を正しく記載することができません。申告書をスムーズに作るようにするにはどうしたら良いのかを考える場合のポイントは次の通りです。

### (1) 申告書作成時の集計

消費税の申告書を作るためには、消費税率別に取り引金額を集計する必要があります。集計方法ですが、売上、仕入ともに勘定科目別に集計して行く方が良いと思います。集計表に向かって1番左側に勘定科目、続いて金額と続き、その金額をそれぞれの売上に区分して集計していきます。売上区分とは、非課税売上、不課税売上、免税売上、課税売上(5%)、課税売上(8%)という具合です。仕入の集計も同様に行けば良いと思います。

### (2) 税率が異なる取引のピックアップ

実際に税率が8%になってからしばらく経つと、消費税率5%の取引は限られていきます。例えば、リース取引中の一定のものや長期請負工事中の一部の工事などといった具合です。その取引をあらかじめノート等に記載しておくようにすれば、記帳する時や集計する際にミスが減らすことができると思います。

特に気をつけておきたい勘定科目は次の通りです。仕入値引、仕入割戻、仕入割引、売上値引、売上割戻、売上割引、賃借料、リース料、完成時に仕入税額控除をする建設仮勘定、引渡時に仕入税額控除をする未成工事支出金等です。

### (3) 会計ソフトの導入

消費税を効率的に処理するためには、会計ソフトの導入が良いと思います。今後、消費税率が10%になるにあたり、軽減税率(食品や日用品などに配慮した消費税率)の導入等も検討されるようです。これを機に、導入を検討されてはいかがでしょうか。

### (4) 簡易課税制度の検討

この方法によれば、課税売上は、税区分・税率別に集計する必要がありますが、課税仕入については細かい計算をする必要がなくなります。原則課税制度と簡易課税制度との消費税額を試算・比較して、あまり変わらない又は簡易課税制度の方が有利であれば、簡易課税制度を選択するようにします。但し、簡易課税制度を受けようとする期の開始する前日までに簡易課税選択届出を税務署へ提出しなければならないことや、基準期間の課税売上高が5000万円を超えれば、原則課税により消費税を計算・納付しなければならないこと、今後の税制改正によってみなし仕入率が下がってしまう可能性があることなどの検討もしておく必要があります。

## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

## 今月のコラム



確定申告も無事に終わり、ほっと一息ついている今日この頃です。いよいよ消費税が上がります。税率が上がる前に、事業主の方に経過措置を適用させて、何とか課税仕入に係る消費税を5%にさせようとしています。でもこれ実はお得な話ではないのです。消費税は預った消費税と業者に支払った消費税との差額を国に納めるので、仕入業者に支払う消費税を抑えても、国に納める税金が増えるだけです。そして業者に支払う消費税と国に納める消費税の合計は変わりません。また、消費者の方の駆け込み需要が盛んに行われています。また、消費者の価格が固定的なものは、駆け込み需要も考えられますが、価格が変動するものは、性能が向上する可能性のあるものについては、慌てて買う必要はないと思います。前例の様に増税以降は駆け込み需要の反動がやって来るとも思います。行列までして、本当に欲しいものではないのに無理に買ってしまい、後から後悔しない様にしておきたいですね。消費税が上がるからと言っても、トータルの支払い金額がどうなるかは、商品自体の値段の動きによって変わってきます。そんなことも触れず、消費税引き上げ前の駆け込み需要を煽ることは良くありません。良く考えて、本当に欲しい物があれば、消費税に関係なく購入するのが、自分にとって一番良いのではないのでしょうか。段々と春の感じが近づいて参りました。今年も桜の花見は、どこへ行こうかと今から楽しみにしています。



## 会計経理事務コストを大幅カット!

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



消費税申告も忘れずに!



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
<http://www.plus-management.jp>



# お客様からのQ & A



「納税証明書その1-その2」とは、所得税の証明書です。税務署に確定申告と所得税の納付をした方は税務署で取得することができます。しかし、サラリーマンの方など源泉徴収や年末調整により所得税を納めた方は、税務署で納税証明書を取ることは出来ません。そのため、確定申告をしていないサラリーマンの方などは、区役所で住民税の納税または課税証明書を取得することになります。

融資を受けようと考えています。そのため、「納税証明書その1-その2」または、「住民税の「納税証明書」を提出するように言われました。しかし、どう違うのかわかりません。また、それはどこへ行けば良いのでしょうか？

## 税金・保険のまめ知識 (第81回) 領収証等に係る印紙について

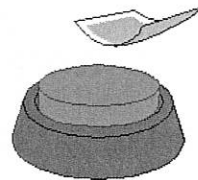
所得税法等の一部を改正する法律により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。したがって、「領収証」、「領収書」、「受領書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないように注意下さい。消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は、「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。



## 3月の税務カレンダー

- 3月10日(月) 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月17日(月)
  - 所得税確定損失申告書の提出、前々年分所得税の更正の請求、個人の青色申告の承認申請、前年分所得税の確定申告、前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出、前年分贈与税の申告、個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告
- 3月31日(月)
  - 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税 法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

## 生命保険の基礎知識(17) ~保険の約款を読んだことありますか?~

### 低解約返戻金型終身保険

終身保険の契約期間中に低解約返戻期間を設け、その期間の解約返戻金を低く設定することで、保険料を安くしている終身保険です。

払込満了時期が過ぎると、解約返戻率がグッと上がるのが特徴です。途中で解約すると返戻金が少なくなりますが、最後まで支払い続けられれば返戻率は高くなりますので、途中解約しないことがより重要となる商品です。最近では、払込期間を子供の進学時期に合わせることで、教育費の準備をする人もいます。

低解約返戻金型終身保険を選ぶ場合、毎月の支払保険料を無理のない範囲で設定し、なるべく短時間で払込が満了するように契約することがコツです。



ちょっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(55)

「々」って何て読むの? どう入力するの?



「々」という漢字を、なんと変換すれば出てくるのか分からず、一度「佐々木」などと打ち「佐」と「木」を削除して使っていた方もいると思います。

実はこの漢字「おなじ」と変換すれば出てくるのです。

携帯などでは機種によって「のま」と変換すれば出て来るものもあります。なぜ「のま」なのか?

「のま」をカタカナにすると「ノマ」カタカナの「ノ」と「マ」を合体させれば「々」という漢字になるからだと思います。

これを聞いて、なるほどと思ってしまったのは、私だけでしょうか?

